

# 令和8年度海田町児童クラブ入会案内

(海田小学校区・海田東小学校区・海田西小学校区・海田南小学校区児童クラブ対象)

## 目次

### 児童クラブの運営内容

1	児童クラブとは	P.1
2	対象児童	P.1
3	実施期間・開会時間	P.1
4	運営	P.1
5	保護者負担金	P.2
6	定員等	P.2

### 入会手続き

1	入会申込について	P.3
2	利用の承諾等について	P.4
3	入会申込書の変更について	P.4
4	入会取消・退会について	P.4
5	利用手続きの流れ	P.5

### 入会後の諸注意等

1	活動内容	P.6
2	連絡ノートについて	P.6
3	来会・帰宅・欠席について	P.7
4	その他	P.7

別添 海田町児童クラブ安全対策要領 P.8

株式会社明日葉

〒732-0057

広島県広島市東区二葉の里1-4-18 TA二葉ビル5階

電話 082-262-8500

FAX 082-262-8500

海田町役場 福祉保健部 こども課

〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町14-17

海田町役場 2階6番窓口

電話 082-823-9227

FAX 082-823-9627

## 児童クラブの運営内容

### ① 児童クラブとは

児童クラブは、放課後保護者がいない児童のための家庭に代わる生活の場です。また、児童クラブでの遊びや生活など、活動を通して児童の健全な育成を図ることを目的としています。

### ② 対象児童

以下の要件を2つとも満たす児童が対象です。

(1) 町内小学校に通う児童及び町内に住所を有する児童

(2) 保護者及び同居する親族（18歳～65歳。以下保護者等という）が次の①～⑥のいずれかの要件に該当する場合

①就労（ひと月15日以上かつ、午後4時以降まで就労している場合）

※小学1・2年生については、ひと月15日以上かつ、午後3時以降まで就労

※長期休業中のみの利用については、ひと月15日以上かつ、正午以降まで就労

②保護者等が、疾病もしくは身体・知的又は精神障がいがある場合

③長期にわたる病人や心身に障害のある人を常時介護又は看護している場合

④産前産後期間中の場合（出産予定日の前後それぞれ8週間程度）

⑤学生または職業訓練生（ひと月15日以上かつ午後4時以降まで就学している場合）

※小学1・2年生については、ひと月15日以上かつ午後3時以降まで就学

⑥その他児童を保育できない特別な事情がある場合

### ③ 実施期間・開会時間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間（次の休会日を除く）

■休会日：日曜日、祝日、8月14日～8月16日、12月29日～1月3日

■開会時間：平日 下校時間～19:00

　　土曜日 8:00～18:00

　　長期休業中 7:30～19:00

（7:30～8:00の利用については別途申請が必要です）

振替休校日 8:00～19:00

※給食のない日はお弁当が必要です

### ④ 運営

公立の児童クラブの運営は、民間事業者に委託しています。

おやつの提供や季節ごとのイベントなどを実施しています。

## 5 保護者負担金等

### (1) 保護者負担金：児童1人 3,000円／月

長期休業を含む月については、8月は3,000円、その他の月は1,000円加算されます。

長期休業中のみ利用の方の保護者負担金は、下表のとおりです。

通年利用（長期休業含む）						長期休業中のみ利用	
4月	4,000円	8月	6,000円	12月	4,000円	春休み(4月)	2,000円
5月	3,000円	9月	3,000円	1月	4,000円	夏休み	8,000円
6月	3,000円	10月	3,000円	2月	3,000円	冬休み	4,000円
7月	4,000円	11月	3,000円	3月	4,000円	春休み(3月)	2,000円

■納入方法：口座振替での納入をお願いします。郵便局を含む各金融機関で取り扱っています。口座振替日は毎月末日（休日の場合は翌営業日）です。

■減免制度：市町村民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯は減免の対象となります。役場こども課で申請してください。申請月からの減免となります。

※申請は毎年必要です。

■月途中の入退会（入会日数が半月以内）の場合、負担金の額は半額になります。

※負担金は来会がなくても発生します。長期間欠席する場合も免除されません。

■保護者負担金を滞納した場合、文書、電話等による督促を行います。

### (2) おやつ代：児童1人 1,000円／月

来会者におやつを提供します。民間事業者が、実費として上記の金額を徴収します。

■納入方法：民間事業者より別途通知があります。

### (3) 放課後安心プラン保険料：児童1人 500円／年

児童クラブ活動中の事故に備えて、保険に加入していただきます。

活動中及び来会・帰宅途中にケガをした場合に適用となります。

病院を受診された場合は、児童クラブへご連絡ください。保険請求手続きを行います。

※年度ごとに加入していただきます。年度途中で児童クラブを退会した場合でも返金はありません。

■納入方法：民間事業者より別途通知があります。

## 6 定員等 ※複数の児童クラブへ同時に申込することはできません。

	ク ラ ブ 名	場 所	定員
公 立	海田小学校区児童クラブ	海田児童クラブハウス（海田小学校敷地内） 昭和中町2-55 TEL: 822-0288	60名
	海田東小学校区児童クラブ	町民センター内 寺迫1-1-29 TEL: 822-1133	100名
	海田西小学校区児童クラブ	海田西児童クラブハウス（海田西小学校敷地内） 南つくも町12-3 TEL: 823-4317	40名
	海田南小学校区児童クラブ	海田南第1・第2児童クラブハウス (海田南小学校敷地内) 大立町12-5 TEL: 823-5002 TEL: 822-2446	100名
私 立	みどりのもり児童クラブ	南幸町11-36 TEL: 821-2350	40名
	こうわ児童クラブ海田	西浜3-21 TEL: 516-7005	40名
	海田みどり児童クラブ	南幸町12-4 TEL: 822-4359	40名

## 入会手続き

※定員又は受入可能人数を超過する場合、審査により利用できない場合があります。  
※みどりのもり児童クラブ、こうわ児童クラブ海田及び海田みどり児童クラブへのお申込み・ご質問等は各児童クラブへお問い合わせください。

### 1 入会申込について

#### (1) 申込受付期間について

①当初受付（4月1日から利用希望の方）

令和8年1月13日（火）～2月13日（金）（土日祝日除く9：00～16：30）

※受付期間を過ぎた場合は、随時受付と同じ受付期間で受け付けます。

②随時受付（5月1日以降から利用希望の方、翌月1日入会）

入会希望月の前月15日まで（15日が土・日・祝日で閉庁日の場合は、直前の開庁日まで）

③長期休業中のみ利用の方

春休み（4月）：令和8年1月13日（火）～2月13日（金）

夏休み：令和8年5月29日（金）まで

冬休み：令和8年10月30日（金）まで

春休み（3月）：令和9年1月29日（金）まで

※令和9年度4月の春休みの利用を希望される場合は、令和9年度児童クラブ入会受付の際に改めて申し込み必要があります。

#### (2) 申込に必要な書類

①海田町児童クラブ入会申込書

「通年利用」と「長期休業中のみ利用」とでは、申込書が異なりますのでご注意ください。

②添付書類

保育所等の申請で提出済みの場合は、省略することができます。

保育に欠ける理由	必要書類
正社員・派遣・パート等	就労証明書
自営業等	就労証明書、タイムスケジュール
保護者等が疾病・負傷の場合	診断書
障がいがある場合	障害者手帳等
親族等を常時介護している場合	・申立書 ・診断書又は介護保険被保険者証等
産前産後期間中の場合 (出産予定日の前後8週間程度)	母子健康手帳の表紙及び出産予定日欄の写し
学生または職業訓練生	在学証明書
その他児童を保育できない特別な事情がある場合	・申立書 ・その他必要書類

※1 必要書類は、保護者、同居する親族（18歳～65歳）全員分必要となります。

※2 定員を超過することが予想される場合、優先順位により決定を行うため、「申立書」等により、保護者の帰宅時間などを記入していただくことがあります。

※3 就業決定後、勤務が始まっていないなどの理由で就労証明書を提出できない方は、申立書及び就職先の勤務日数・時間が分かる書類（勤務条件通知など）を提出してください。

## ② 利用の承諾等について

入会申込書や就労証明書などの添付書類により、要件に該当するか審査します。

利用希望が多く、定員又は受入可能人数（以下「定員等」という）を超過する場合は、以下の優先順位に基づき、利用承諾者を決定します。

### 【優先順位】

- ア 学年が低い児童
- イ 同一学年の場合
  - ① 優先事由に該当する児童（ひとり親家庭の児童等）
  - ② ①以外の児童（保護者の勤務日数や時間、場所等）

定員等の超過により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾します。

利用申込みに虚偽や、不正があった場合には、不承諾とします。

※保護者負担金及び保育料の滞納がある方は、滞納分の納付または納付相談を受けなければ入会できません。

## ③ 入会申込書の変更について

入会申込書の記載内容や保護者の就労状況に変更が生じた場合は、速やかに役場こども課又は各児童クラブにご連絡ください。就労状況が変更した場合には、就労証明書を提出してください。提出に時間がかかる場合には、勤務地の連絡先や住所などを先に支援員に伝えてください。児童の体調不良など、連絡があります。

※就労状況の変更により、入会基準を満たさなくなった場合は退会となります。

※求職活動中及び育児休業期間中は児童クラブの利用はできません。

## ④ 入会取消・退会について

### (1) 入会の取消（辞退）について

利用承諾通知書を発行後に入会を辞退する場合、利用開始前日までに退会届を役場こども課に提出してください。利用開始日以降に提出された場合は、利用していなくても利用料（保護者負担金等）が発生します。

長期休業中のみ利用の方は、利用承諾通知書に退会届を同封して郵送します。入会を辞退する場合は、退会届に記載のある期間内に役場こども課に提出してください。期間を過ぎて退会届を提出された場合、利用料（保護者負担金等）が発生する場合があります。

### (2) 退会について

退会をする場合は、退会日までに退会届を役場こども課又は各児童クラブに提出してください。退会届の提出がない場合、利用していなくても利用料（保護者負担金）が発生します。

※退会日は原則月末です。

## 5 利用手続きの流れ

### 申込書等の配布（令和8年1月13日～）

各児童クラブ、各小学校事務室及び役場こども課において、「海田町児童クラブ入会申込書」等を配布 ※海田町ホームページからも入手可能

### 受付（令和8年1月13日～2月13日）

役場こども課（継続入会の方は各児童クラブ）へ、①～②の書類を受付期間内に提出（郵送は不可）

- ① 児童クラブ入会申込書
- ② 必要書類

### 審査

役場こども課において、提出された書類により対象児童の要件を満たしているかどうかを審査

対象児童の要件を満たさない場合

利用不承諾の通知  
3月上旬頃までに、「利用不承諾通知書」を送付

対象児童の要件を満たしている場合

全員受け入れても  
定員等を超えない場合

全員受け入れると  
定員等を超える場合

利用承諾の通知  
3月上旬頃までに、「利用承諾通知書」を送付

審査・決定  
・定員等に達するまで、利用を承諾  
・定員等を超えた場合、順位を付した上で利用の承諾・保留を決定

利用承諾保留の通知  
3月上旬頃までに「利用承諾保留通知」を送付  
※児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位から順に利用を承諾

利用承諾の通知  
3月上旬頃までに「利用承諾通知書」を送付

### 面談

「利用承諾通知書」に同封されていた書類を提出  
※長期休業中の早朝利用の申請等はこの時にしていただきます

### 利用開始

「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用

## 入会後の諸注意等

### ① 活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

■生活の指導：基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行とともに、その力を身につけます。

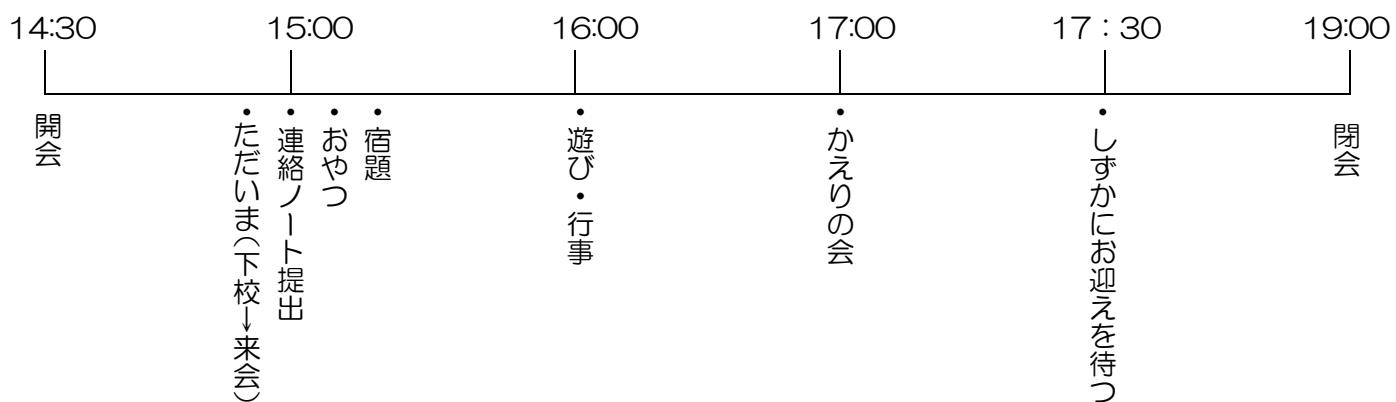
■遊びの指導：遊びを通して、自主性・社会性・創造性を育みます。

■安全確保・健康管理：出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

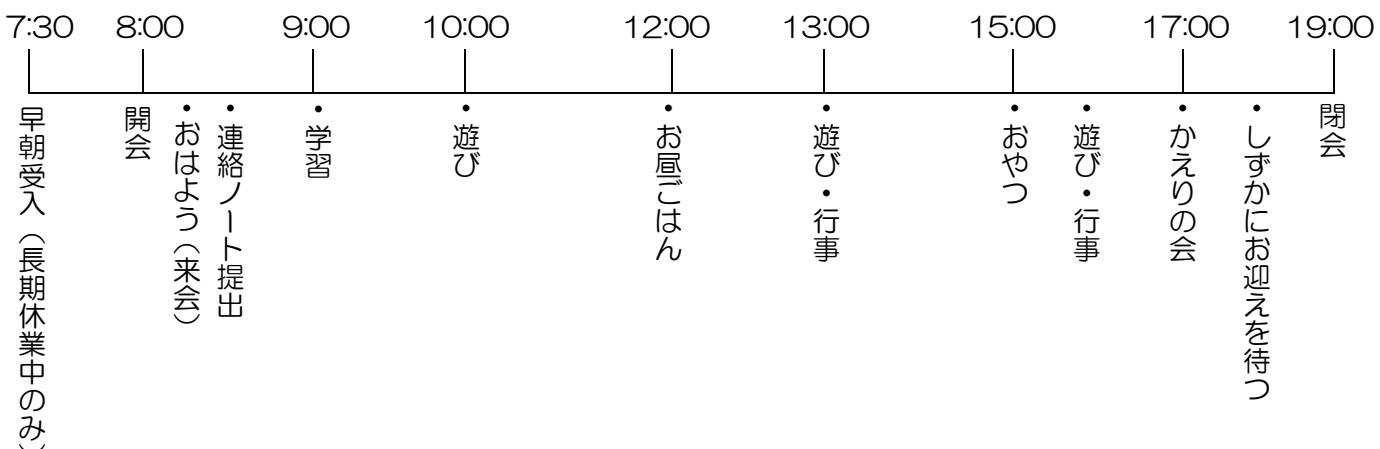
■家庭との連絡：家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域との連携を図ります。

※宿題は自主的に取りかかれるよう声かけをし、習慣づけの指導をしますが学習指導は行いませんので、確認はご家庭でお願いします。また、下校時刻が遅くなった時や行事に参加するときなどには、宿題ができないことがあります。

### 児童クラブの一日（授業後下校の場合）



### 児童クラブの一日（学校休業日の場合）



### ② 連絡ノートについて

ご家庭と児童クラブとの連絡に使用する大切なものです。支援員が児童クラブでの様子、気付き、連絡事項などを記入しますので、毎日、目を通して確認の押印をした上で必ず持たせてください。

児童の体調がよくない場合や、帰宅方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合はご記入ください。

### ③ 来会・帰宅・欠席について

#### (1) 来会・帰宅について

児童クラブへの送迎は保護者の判断にお任せしています。希望の帰宅時刻及び保護者の方がお迎えに来るか否かは必ず連絡ノート等で支援員にお伝えください。また、児童にも伝えてください。ひとり来会・ひとり帰宅をする場合は、事前に「来会・帰宅に関する届出書」の提出が必要となります。詳しくは、面談時に支援員にお尋ねください。

■17時以降（4月～9月は18時以降）に帰宅をする場合は、必ず保護者の方のお迎えをお願いします。

■児童の来会時及び帰宅時にはメール・専用アプリ等で保護者にお知らせします。

■児童クラブから習い事等へ行くことはできますが、再び児童クラブに戻ることはできません。

■学校休業日に児童ひとりで来会をする場合、必ず開会時刻以降に来会するよう声掛けをお願いします。

■児童クラブは19:00まで（土曜日は18:00まで）です。必ず時間内にお迎えをお願いします。

※1年生の児童については、保護者の送迎を推奨します。

#### (2) 欠席について

欠席することが事前にわかっている場合は、前日までに連絡ノート等で支援員にお伝えください。

児童の口頭による連絡では正確に確認できないことがあるため、受け付けられません。安全のため児童クラブに来会していただき、支援員から保護者に確認の連絡をします。

当日、急に欠席が決まった場合の連絡方法は各児童クラブで定めてあります。詳しくは支援員の先生にお尋ねください。また、学校を欠席・早退した場合にも必ず児童クラブに連絡をお願いします。

※感染症（インフルエンザ・溶連菌等）の病気にかかった場合は、医師の許可が出るまで来会できません。

※学級閉鎖（学年閉鎖）となったクラスの児童は、感染の有無に関わらず児童クラブを利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いします。

### ④ その他

#### (1) お弁当について

学校休業日や土曜日等、給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。来会後にお弁当やパンを買に行くことはできませんので、現金は持たせないようお願いします。

#### (2) 服薬について

投薬は医療行為にあたるため、支援員が行うことができません。服薬する場合には、児童が自分ですることになります。安全管理のため、薬の用途や服薬時刻などについて連絡ノートに必ず記入してください。

#### (3) 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、児童の安全確保のため、保護者の方に直接連絡することができます。

①警報発令時や地震発生等の非常時にお迎えをお願いする場合（詳しくは次ページ参照）

②児童がケガをしたり、体調が悪くなったりした場合

③欠席の連絡がないのに、来会されない場合

④児童の帰宅時刻やお迎えの有無について確認が必要になった場合

⑤その他、児童の安全確保のため、支給連絡が必要となった場合

# 海田町児童クラブ安全対策要領

福祉保健部こども課

## 1 非常時の対応について

海田町域において、非常時と判断される状況となった時は、児童クラブは原則として次のとおり対応する。

### 非常時とは

海田町域に次の①～②の警報が発令されている、又は③～④の避難情報等が発令された、その他災害等が発生した場合。

①大雨警報及び洪水警報、②暴風警報（波浪・高波警報は除く）、③高齢者等避難、④避難指示、その他児童の安全管理上保護者への引渡しが適切であるとこども課が判断する場合。（地震等災害、事件等の発生、台風接近により暴風警報等の発令が予測される場合など）

	小学校の対応	児童クラブの対応
登校日	臨時休校（自宅待機後の臨時休校を含む）	<u>臨時休会</u>
	登校後、非常時となり授業打切りの場合	<u>臨時休会</u> (原則、保護者の迎えがあるまで学校で待機)
	開会時刻以前に非常時	※詳細は学校から一斉メールで連絡。
	開会時刻後に非常時	<u>それ以降の受入を中止し、来会している児童</u> については児童クラブで保護者の迎えがあるまで安全を確保する。
	非常時になった後、解除	
休校日		<u>午前6時30分</u> 時点で非常時となっている場合、 <u>臨時休会</u> とする。 ※その後非常時が解除された場合も、 <u>臨時休会</u> とする。 <u>午前6時30分</u> 以降に非常時となった場合、児童クラブは <u>それ以降の受入を中止し</u> 、すでに来会している児童については児童クラブで保護者の迎えがあるまで安全を確保する。

※ 児童クラブでの待機が危険と判断した場合には、こども課又は各児童クラブの判断で近隣の避難所等に避難を実施する。

※ 休校日における上記非常時の③、④については、発令された地区のある学区の児童クラブのみを休会とし、発令がされていない学区においては、通常通りの開会とする。また、発令中継続して休会とするのではなく、こども課において被害の状況等の確認を行いながら、開会又は休会の判断を行うこととする。

## 2 震度5以上の地震が発生した場合の対応について

### 【登校日の場合】

①	在校中に地震が発生した場合 地震発生後に来校した場合	学校が児童を避難場所で待機させる。 ※地震発生後は臨時休会とする。
②	開会前に地震が発生した場合	当日は臨時休会とする。 ※地震発生後に児童が来会した場合は④を対応
③	開会後に地震があった場合	翌日は臨時休会とする。
④	在所中に地震が発生した場合 地震発生後に来会した場合	余震や周囲の状況を確認の上、児童を引率し、避難場所に移動する。※避難場所で保護者に引き渡し

### 【休校日の場合】

上記「登校日の場合」と同様

## 3 各児童クラブの避難先について

児童クラブ名	対象となる災害	避難場所
海田小学校区	洪水	海田小学校
海田東小学校区	洪水	海田町民センター
海田西小学校区	洪水	海田西小学校
海田南小学校区	土砂災害	海田中学校 または海田南小学校